

三木町公告第 18 号

三木町下水道事業の公告について

三木町下水道事業受益者負担金等徴収条例（平成 18 年三木町条例第 19 号）第 4 条の規定により、賦課対象区域を下記のとおり定めたので公告する。

令和 8 年 4 月 14 日

三木町長 伊藤 良春

記

公告期間

自 令和 8 年 4 月 14 日

5 日間

至 令和 8 年 4 月 18 日

賦課対象区域	西浦谷、岩鼻、鍋淵、大塚、上池、茶園、柳原
--------	-----------------------